

# 豊田市農業委員会議事録

令和3年2月25日、豊田市農業委員会会長 横桑 鈞は、令和3年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第8号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第11号 農地法第4条事業計画変更申請承認について
- 議案第12号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第14号 農地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第43条第1項の規定による届出書の受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (13名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	_____
4 番	石川 幸子	_____	6 番	近藤 和人
7 番	杉浦 俊雄	8 番	土方 和子	_____
10 番	水野 省治	_____	12 番	中島 匡代
13 番	加知 満	_____	15 番	伊藤 政和
16 番	浅見富士男	_____	18 番	杉田 雅子
19 番	横条 鈞			

< 欠席委員 > (6名)

3 番	西山弥太郎	5 番	為井 裕	9 番	梅村 逸次
11 番	梅村 貢司	14 番	伊藤喜代司	17 番	林 如実

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	尾形 洋	担当長	鈴木 祥宏
主 査	加藤 泰平	主 査	鈴木 彩	主 査	神谷 一平
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、3番、西山弥太郎委員、5番、為井裕委員、9番、梅村逸次委員、11番、梅村貢司委員、14番、伊藤喜代司委員、17番、林如実委員、以上6名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

15番、伊藤政和委員、1番、鈴木喜一郎委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第8号から第14号までの審議案件7件とその他報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

11番、竜神町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の勝田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

12番、上丘町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

13番、西中山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

14番、宇連野町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の倉地委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

15番、神殿町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

16番、田折町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

17番、押山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の大島委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は承認決定されました。

令和3年議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

6番、岩倉町の件、かさ上げ（一時転用）です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面黄色の許可基準表を御覧ください。第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで兼業事業の目的を達成するものができるものを除き許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

7番、広幡町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、8番、保見町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、保見駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横条委員： いずれも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

23番、前田町の件、駐車場（一時転用）です。農地区分は第1種農地です。

判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。なお、以降同基準については、第1種農地①と読ませていただきます。

許可基準は第1種農地②、当該利用目的を達成する上で、当該申請地を供することが必要であると認められる一時転用に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、24番、野見町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③、市街地に近接する区域にある農地で、その規

模がおおむね10ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第2種農地③と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、25番、矢並町の件、自己用住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地②、鞍ヶ池スマートインターチェンジからおおむね300メートル以内です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

築山委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、26番、中町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上、必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。なお、以降同基準については、第1種農地③(e)と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、27番、高丘新町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、28番、前林町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、29番、高岡町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 3件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、30番、吉原町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、31番、駒場町の件、農業用倉庫です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、32番、中田町の件、車両置場です。農地区分は甲種農地です。判断基準は甲種農地②、次のa、bの両方を満たす事業の工事で、工事完了の翌年度から起算して8年以内のもの、a、区画整理、農地造成、埋立て及び干拓、客土、暗渠排水、その他の農地の改良保全、b、国営事業、県営事業もしくは国、県が経費を補助する事業に該当します。



許可基準は甲種農地⑥、第1種農地⑦（e）で、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を土地改良法第7条第1項の土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、33番、西広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、34番、西広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、35番、西広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、36番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、37番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、38番、小原町の件、進入路（農家住宅敷地）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、39番、穂積町の件、住宅敷地（進入路）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、40番、滝脇町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、41番、坂上町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、42番、大沼町の件、住宅敷地増しです。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、下山支所からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

浅見委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、43番、貝津町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました21件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第11号「農地法第4条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第11号「農地法第4条事業計画変更申請承認について」。

1番、浄水町の件、変更内容は事業内容変更です。

本件は営農型太陽光発電施設設置により、平成30年9月12日付4条許可を得ました。

当初は下部の農地で水稻栽培をする計画でしたが、今後、ブルーベリーを栽培する内容に変更するために、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： この件について、今説明がありましたように、数年間、水稻栽培、太陽光の下でも収穫を落とさずにやってきたわけですけれども、ブルーベリーのほうが収益性が高いということでまた新しい方向にチャレンジをするということで、特に今回問題はありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びの地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第12号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第12号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

3番、吉原町の件、変更内容は期間延長です。

本件、令和2年7月2日付5条許可を得ました。

当初は、令和3年4月までに事業完了する計画でしたが、新型コロナウイルスによる経済的影響により事業が停滞しております。そのため令和4年3月まで工期を延長したく、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第12号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第12号は適当である旨、承認されました。  
令和3年議案第13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第13号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
1番、八草町の件です。  
場所についてはスクリーンのとおりです。  
担当推進委員の篠田委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。  
以上です。

会 長： ありがとうございます。  
事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。  
ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第13号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第13号は承認決定されました。

令和3年議案第14号「農地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和3年議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権の設定のうち、令和3年3月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。

別紙1ページの議案第14号資料①は、利用権の総括表になります。別紙2ページ、議案第14号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

議案第14号資料①と書かれた資料が総括表になります。本来は、一筆一筆について御審議いただくところですが、数が多いため、別紙1ページの議案第14号資料①と書かれた資料にあります総括表で説明させていただきます。

まず、総括表の左に書かれているのは貸借終期です。

貸借の始まりは、いずれも令和3年3月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸出しの種類は4種類あり、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。さらに、農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。

転貸の中でも出し手と受け手が決まっている場合は、農用地利用集積計画のみで機構への借入れ、転貸が可能な一括方式と農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要な一括方式でないものがあります。

今回は、転貸の一括方式のみの利用権設定になります。総計欄のとおり、8筆、1万5,171平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第14号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第14号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案14ページ及び別紙配付資料3ページ、4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

6番、若林東町の案件から、19ページを御覧ください、26番、御立町の案件までの21件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、20ページを御覧ください。

1点、説明に入る前に議案の訂正をお願いいたします。

20ページの表の中、面積というところですが、1811.00のうち56.06と、面積ありますが、56.06を41.24に修正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、説明に移ります。

農地法第43条第1項の規定による届出書の受理については、案件は竹元町



の案件1件です。

これは、当該農地の一部41.24平米に既成品のコンテナを設置して、コンテナ内でシイタケ栽培を行うものです。これは、農地の底面を全面コンクリート張りした施設、いわゆる農作物栽培高度化施設に該当し、農地として扱いません。基準を満たし、周辺農地の営農に支障が生じるおそれがないと判断し、既に事務局で受理していることを報告いたします。

なお、本件につきましては、令和2年11月総会において申請を受理したことを報告させていただきましたが、その後、申請人からコンテナの仕様を変更するため申請が取り下げられ、今回、改めて申請を受理したため、報告するものでございます。

続いて、21ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

1番、美里、自己用住宅の案件から、22ページを御覧ください、5番、浄水町、自己用住宅の案件までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

4番、小坂町、建売住宅の案件から、28ページを御覧ください、26番、朝日町、建売住宅までの23件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。

これで本日の全議案の審議を終了しました。

慎重審議、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時29分)

議事録署名者

印

印